

「統一的な基準」による地方公会計の現状について

令和 4 年 8 月 1 日
総務省自治財政局財務調査課

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル(総務省方式)が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び平成18年に施行された行政改革推進法(平成18年法律第47号)において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。

○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。

→ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進

○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度

統一的な基準の設定(平成26年)

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。

○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等(マニュアル)を公表。

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした 財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度

統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

- 平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年1月）。
- 平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。
- その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度

要請期間終了後

- 平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

- 各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度

- 令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。
〔 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・見直しが進み、資産管理がより重視されている状況も踏まえ、地方公会計情報の行財政運営における継続的かつ具体的な活用手法などについて検討。 〕

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年 1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年 5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年 4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年 1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめしております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いします。

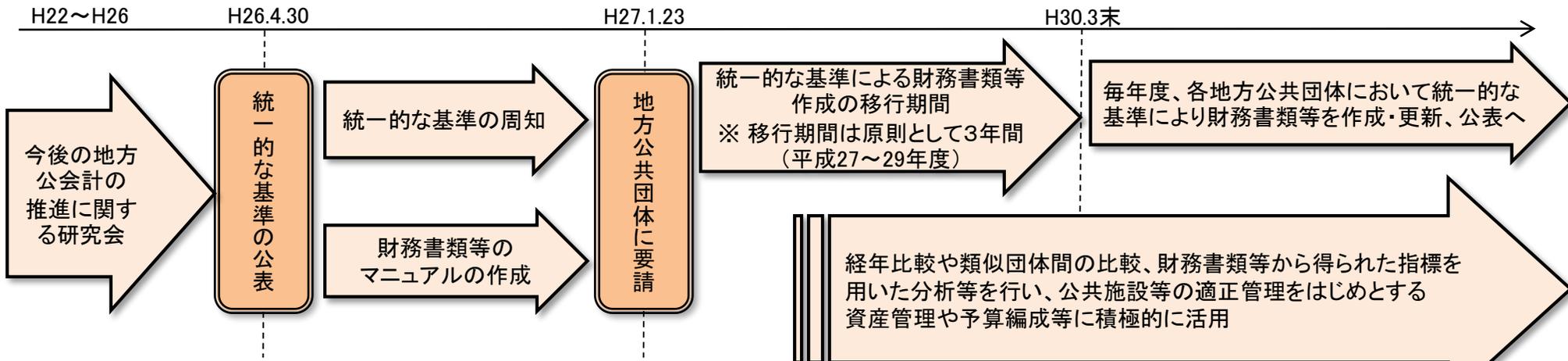
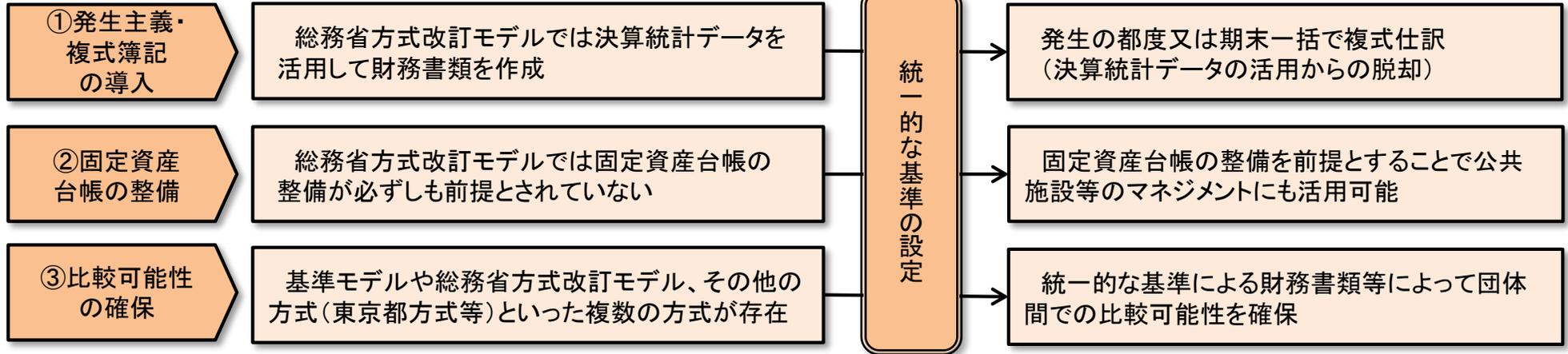
なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に関する取組

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

平成26年度以前

平成27年度以降



【参考】 統一的な基準と従前の公会計基準・モデルとの比較

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
固定資産台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定→売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生 ^{の都度又は期末に} 一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生 ^{の都度又は期末に} 一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生 ^{の都度、複式仕訳} を実施	○官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生 ^{の都度、複式仕訳} を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産及びインフラ資産…取得原価 取得がS59年度以前、又は取得原価が不明な場合 <ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産…再調達原価 ○インフラ資産 <ul style="list-style-type: none"> ・原則…再調達原価 ・道路、河川及び水路敷地…備忘価格1円 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業用資産 <ul style="list-style-type: none"> 土地…固定資産税評価額 建物等…再調達原価 ○インフラ資産 <ul style="list-style-type: none"> 土地…取得原価 建物等…再調達原価 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産…売却可能価額 	<ul style="list-style-type: none"> ○取得原価 取得原価が不明な場合…推計原価	<ul style="list-style-type: none"> ○国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産…取得原価 ○物品…取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

新経済・財政再生計画改革工程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）抜粋

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>		

新経済・財政再生計画改革工程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）抜粋

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p> <p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の用途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府》</p>			

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和4年3月末時点で、令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の94.1%にあたる1,683団体が整備(更新)済み。
- 令和4年3月末時点で、令和2年度決算に係る財務書類については全団体の91.6%にあたる1,638団体が作成済み。

【令和2年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和4年3月31日時点)

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県		市区町村		合計	※参考 前年度の状況
			指定都市	指定都市除く 市区町村		
整備(更新)済み	46 (97.9%)	1,637 (94.0%)	20 (100.0%)	1,617 (94.0%)	1,683 (94.1%)	1,565 (87.5%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+118 (+6.6%)]

【令和2年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和4年3月31日時点)

※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体に決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要 (単位:団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計	※参考 前年度の状況
			指定都市	指定都市除く 市区町村		
作成済み	46 (97.9%)	1,592 (91.4%)	20 (100.0%)	1,572 (91.3%)	1,638 (91.6%)	1,539 (86.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)	[+99 (+5.5%)]

「令和2年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より

決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

公共施設マネジメントの必要性

背景

- 過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

国土交通省公表資料

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋 [約73万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋)]	約25%	約39%	約63%
トンネル [約1万1千本 ^{注2)}	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等) [約1万施設 ^{注3)}	約32%	約42%	約62%
下水道管きよ [総延長:約47万km ^{注4)}	約4%	約8%	約21%
港湾岸壁 [約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)]	約17%	約32%	約58%

注1) 道路橋約73万橋のうち、建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注2) トンネル約1万1千本のうち、建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)(2017年度集計)

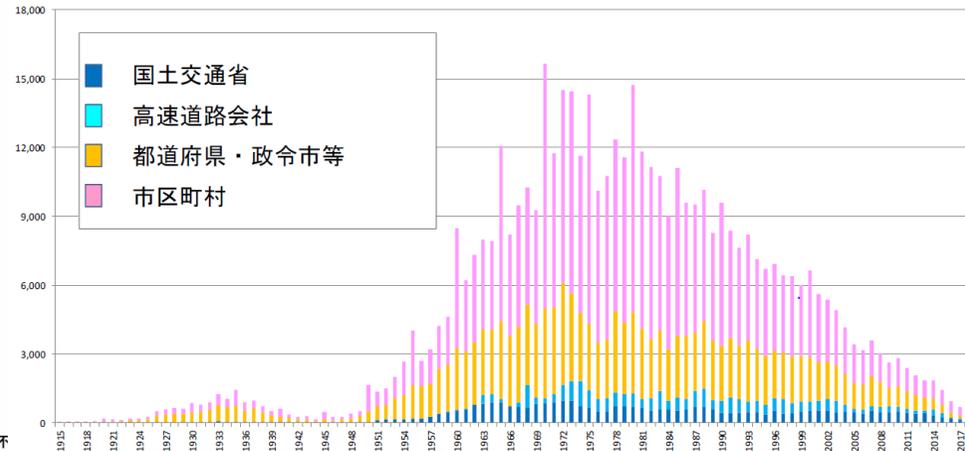
注4) 建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)(2017年度集計)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。(2017年度集計)

国土交通省公表資料

道路(橋梁)の現状

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

これまでの公共施設マネジメントに係る経緯等

年度	公共施設マネジメント	公共施設等適正管理事業債等
H25	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定 	
H26	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等総合管理計画」策定要請(大臣通知) ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」策定 (財務調査課長通知) ・公共施設等総合管理計画作成に要する経費に対する特別交付税措置創設(～H28) 	
H27		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)を創設
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設マネジメントの一層の推進について」発出 (財務調査課事務連絡) ※事例集の公表等を周知 《総合管理計画の策定期限(改革工程表)》 	
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」改訂 (財務調査課長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、市町村役場機能緊急保全、除却)を創設
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等の適正管理の更なる推進について」発出 (財務調査課事務連絡) ※総合管理計画見直しの考え方等を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業を追加(ユニバーサルデザイン化) ・一部事業における交付税措置率のかさ上げ(30%→30～50%) ・長寿命化事業に対象施設を追加(河川管理施設等)
R元		<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化事業に対象施設を追加(橋梁、都市公園施設、林道等)
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」発出 ※総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化・複合化事業を広域で実施する場合の要件緩和 ・長寿命化事業に対象施設を追加(砂防関係施設) 《市町村役場機能緊急保全事業の措置期限》
R3		<ul style="list-style-type: none"> ・集約化・複合化事業に対象施設を追加(グラウンド等)
R4	《個別施設計画の策定期限(改革工程表)》	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等適正管理推進事業債延長 ・対象事業追加(脱炭素化事業) ・長寿命化事業に対象事業を追加(空港施設等)
R5	《公共施設等総合管理計画見直し期限(改革工程表)》	

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定の状況>

令和3年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請(新型コロナウイルス感染症等により令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで)。

個別施設計画の策定 ※令和4年度までに策定

各施設所管省庁所管

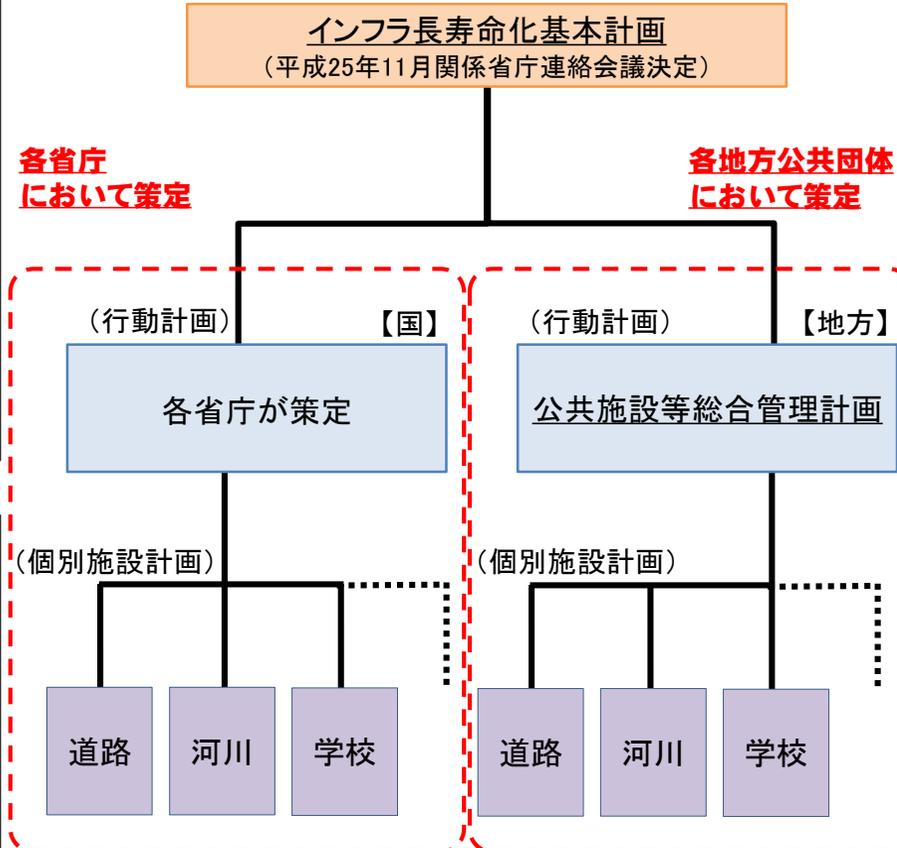
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%</p>	<p>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見る化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。《関係省庁》</p>		
		<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 個別施設計画の内容を充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。《内閣府、関係省庁》</p>		
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>			

地方自治体における総合管理計画見直し状況・見込み（令和4年3月31日時点）

団体名	見直し予定団体数（シェア）							合計	団体名	見直し予定団体数（シェア）							合計
	～令和3年度末		～令和4年度末		～令和5年度末		令和6年度以降 または時期未定			～令和3年度末		～令和4年度末		～令和5年度末		令和6年度以降 または時期未定	
北海道	124	(68.9%)	173	(96.1%)	180	(100.0%)	0	180	滋賀県	13	(65.0%)	17	(85.0%)	18	(90.0%)	2	20
青森県	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	0	41	京都府	22	(81.5%)	27	(100.0%)	27	(100.0%)	0	27
岩手県	18	(52.9%)	33	(97.1%)	34	(100.0%)	0	34	大阪府	29	(65.9%)	39	(88.6%)	44	(100.0%)	0	44
宮城県	24	(66.7%)	35	(97.2%)	36	(100.0%)	0	36	兵庫県	29	(69.0%)	42	(100.0%)	42	(100.0%)	0	42
秋田県	22	(84.6%)	25	(96.2%)	26	(100.0%)	0	26	奈良県	25	(62.5%)	39	(97.5%)	40	(100.0%)	0	40
山形県	26	(72.2%)	35	(97.2%)	36	(100.0%)	0	36	和歌山県	19	(61.3%)	29	(93.5%)	31	(100.0%)	0	31
福島県	43	(71.7%)	56	(93.3%)	59	(98.3%)	1	60	鳥取県	16	(80.0%)	20	(100.0%)	20	(100.0%)	0	20
茨城県	33	(73.3%)	41	(91.1%)	45	(100.0%)	0	45	島根県	12	(60.0%)	18	(90.0%)	20	(100.0%)	0	20
栃木県	19	(73.1%)	24	(92.3%)	26	(100.0%)	0	26	岡山県	15	(53.6%)	26	(92.9%)	28	(100.0%)	0	28
群馬県	20	(55.6%)	32	(88.9%)	36	(100.0%)	0	36	広島県	14	(58.3%)	23	(95.8%)	24	(100.0%)	0	24
埼玉県	58	(90.6%)	64	(100.0%)	64	(100.0%)	0	64	山口県	19	(95.0%)	20	(100.0%)	20	(100.0%)	0	20
千葉県	37	(67.3%)	55	(100.0%)	55	(100.0%)	0	55	徳島県	22	(88.0%)	25	(100.0%)	25	(100.0%)	0	25
東京都	34	(54.0%)	47	(74.6%)	62	(98.4%)	1	63	香川県	14	(77.8%)	17	(94.4%)	18	(100.0%)	0	18
神奈川県	22	(64.7%)	29	(85.3%)	34	(100.0%)	0	34	愛媛県	17	(81.0%)	20	(95.2%)	21	(100.0%)	0	21
新潟県	16	(51.6%)	27	(87.1%)	31	(100.0%)	0	31	高知県	25	(71.4%)	30	(85.7%)	35	(100.0%)	0	35
富山県	11	(68.8%)	15	(93.8%)	16	(100.0%)	0	16	福岡県	38	(62.3%)	54	(88.5%)	61	(100.0%)	0	61
石川県	17	(85.0%)	19	(95.0%)	20	(100.0%)	0	20	佐賀県	10	(47.6%)	16	(76.2%)	21	(100.0%)	0	21
福井県	10	(55.6%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	0	18	長崎県	20	(90.9%)	22	(100.0%)	22	(100.0%)	0	22
山梨県	21	(75.0%)	28	(100.0%)	28	(100.0%)	0	28	熊本県	36	(78.3%)	46	(100.0%)	46	(100.0%)	0	46
長野県	69	(88.5%)	78	(100.0%)	78	(100.0%)	0	78	大分県	17	(89.5%)	19	(100.0%)	19	(100.0%)	0	19
岐阜県	40	(93.0%)	42	(97.7%)	43	(100.0%)	0	43	宮崎県	23	(85.2%)	27	(100.0%)	27	(100.0%)	0	27
静岡県	30	(83.3%)	34	(94.4%)	36	(100.0%)	0	36	鹿児島県	39	(88.6%)	44	(100.0%)	44	(100.0%)	0	44
愛知県	41	(74.5%)	52	(94.5%)	55	(100.0%)	0	55	沖縄県	26	(61.9%)	39	(92.9%)	42	(100.0%)	0	42
三重県	22	(73.3%)	27	(90.0%)	30	(100.0%)	0	30	合計	1297	(72.5%)	1689	(94.5%)	1784	(99.8%)	4	1788

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針

- 公共施設等総合管理計画の策定及び見直しに関しては、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」により、公共施設等総合管理計画に記載すべき事項等を示しており、各地方公共団体は、当該指針を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針等を公共施設等総合管理計画に記載している。
- 個別の施設の更新や統廃合、長寿命化などの具体的な取組については、各地方公共団体において、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画に基づき、地域の実情を踏まえ、議会や住民との議論も行いながら実施される。

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年4月22日策定、令和4年4月1日改訂 財務調査課長通知）（概要）

第一 総合管理計画に記載すべき事項

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFIの活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

⑦ 脱炭素化の推進方針

⑧ 統合や廃止の推進方針

⑨ 数値目標

⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

⑫ 広域連携

⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(5) PDCAサイクルの推進方針

三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

一 行政サービス水準等の検討

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

四 議会や住民との情報共有等

五 PPP/PFIの活用について

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

七 合併団体等の取組について

第三 その他

一 「インフラ長寿命化基本計画」について

二 公共施設マネジメントの取組状況等に係る情報について

三 総合管理計画に基づく取組に係る財政措置について

四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
・トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等)を作成する。

公共施設等総合管理計画等の推進・不断の見直し

公共施設等適正管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、資産管理や予算編成を行うに当たり、固定資産台帳のデータ、個別施設計画に記載した具体的な内容等を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化等を進める。

各分野ごとの個別施設計画の策定・推進

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な更新・統廃合・長寿命化等の実施につなげることができる。
※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方(総論)が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、長寿命化、転用、除却等を円滑に推進することができる。